

論文の内容の要旨

論文題目

ポスト・スハルト期インドネシアの法と社会
—北スマトラ州メダン市の地方裁判所からみる国家法と慣習法の動態—

氏名 高野 さやか

本論文は、法人類学においてこれまで分析の中心となってきた慣習法が、国家法や司法制度と現在どようにかかわりあっているのかについて、インドネシアの地方裁判所をおもな事例として議論するものである。

法人類学は、国家なき社会を律する慣習法研究から出発し、ローカルな紛争処理の過程の記述に注目した時期を経て、ひとつの社会に複数の法システムが併存しているという、法多元主義に立った議論を蓄積してきた。法多元主義が国家法と他の規範との共通性を強調する一方で、環境問題や知的所有権などに関わる現代型訴訟などについて人類学者は、法では解決できない現状の複雑さを指摘している。法的人类学的研究は、この二つの視点のくいちがいについてどう取り組むか、という課題を抱えているのである。本論文ではこの課題に対して、慣習法について分厚い研究蓄積があるインドネシアにおいて、現在、国家法と慣習法がどのように運用され、両者がどのような関係にあるのかを明らかにすることを、問題として設定した（第1章）。

この問いに答えるためにまず、インドネシアにおける国家法（フクム）と慣習法（アダット）の概念について検討した（第2章）。インドネシア語の「フクム」は一般に、国家による制定法を典型とする、成文化された公的な規範の意味で使われる。一方「アダット」は、「慣習」と訳されるほか、「伝統」、「儀礼」、「適切なふるまい」の意味にもなる、幅広い概念である。近年では、ポスト・スハルト期における地方分権に影響を受けたアダット復興運動が注目を集めており、また司法改革をめぐる国内の議論や、国際的な法整備支援をめぐる議論では、フクムを補完するものとしてのアダットの再評価がみられる。従来の研究はこのアダットを、インドネシアの多元的な法体制の重要な柱であると理解して、その変化と継続性、およびフクムとの対立、葛藤を考察してきた。

これに対して本論文では、そうした理解がフクムおよびアダットの特定の側面を強調したものであることを指摘して、両者の関係を歴史的な流れの中で再検討することを試みた。

アダットを法として位置づけたのはオランダ植民地支配期の法学者だが、アダットは以後現在に至るまで、インドネシアを民族集団に分ける役割も、そして逆に国家としてまとめる役割をも果たしてきた。アダットのこの両義的な役割をふまえて本論文では、フクムとアダットを等しく法的なものとして並置するのではなく、両者がより複雑な関係を形成するものとして、特にアダットの位置づけがどのようになっているのかを見直しながら、議論を進めた。

続く第3章では、調査地であるメダン市について概観し、特に植民地支配期以降の都市としてのメダンの発展を整理した。スマトラ島東岸部に位置する小さな集落だったメダンは、オランダ植民地支配期のタバコ・プランテーション開発をきっかけに、スマトラ島最大の都市に成長した。本論文でメダンを取りあげるうえでの重要な点として、メダンが多民族都市として発展してきたことがある。アダットを担う単位としては、インドネシア国内に200以上存在するという民族集団が想定されるが、ジャワやバリにおける状況と異なり、メダンにおいては、どの民族集団のアダットも優勢であるとはいえない。このため、メダンにおいては、これがメダンのアダットである、と呼べるものがなく、メダンにおけるアダットは、地域の固有性としてアダットを復興する運動や、司法政策におけるアダットの再評価のなかで期待されているようなアダットのありかたとは適合しないのである。

以上に基づいて、第4章以降では、メダンにおけるフクムとアダットの間関係を明らかにすることをめざした。まず第4章では、メダン地方裁判所を対象を設定して、そこでどのように裁判が展開しているのかについて論じた。地方裁判所は、法人類学の観点からは、「裁判所」という日常から隔離された特殊な空間として、また法整備支援の観点からは、中央からの統制が行きとどかない「地方」の裁判所としてとらえられる。このようなみかたに対して第4章では、メダン地方裁判所の空間配置や、日常的な業務の様子について説明し、裁判所が周囲の社会と地続きである側面について検討した。そのうえでこの章では、ある刑事訴訟の過程を記述した。ここでは、夫婦間のいさかいという、アダットを持ちだしてもおかしくない内容であるにもかかわらず、当事者も判事も積極的にアダットを援用しようとはせず、あくまでもフクムによる解決をめざしていた。フクムとはいっても、周辺の状況、つまり日常的な感覚に基づく価値判断も、判事にとっては重要なものであり、周辺状況の考慮という手続きはフクムのなかに取りこまれている。裁判の過程で名指されるアダットの領域は限定的なものになっており、したがってメダン地方裁判所においては、フクムとアダットがぶつかりあう、という図式は成立していないのである。

つぎに第5章では、司法制度のありかたをめぐる国際的な議論が、メダン地方裁判所にどのようなかたちで現れているのかを通じて、フクムとアダットのかかわりを別の側面から考察した。具体的には、民事訴訟法概念であるADR (Alternative Dispute Resolution、裁判外紛争処理) を取りあげた。ADRとは、民事紛争を解決するための、裁判官による判決以外の手法、たとえば調停、仲裁、交渉などを総称する用語で、特に1990年以降その重要性が議論されるようになり、アメリカ合衆国を中心に世界へと広がっている。インドネシアにおいては司法制度改革の一環として、紛争の効率的な処理のために導入されたが、ADRについての司法政策は、国家法を補完するものとしての慣習法、すなわちアダットの役割を大きなものと位置づけている。この章では、この制度がメダン地方裁判所において、効率的な紛争処理の実現という当初の趣旨とは異なる展開をしていることが明らかになっ

た。つまり、統計上の和解・調停の成立件数に目立った増加はないが、当事者にとって判決以外の選択肢がないわけではなく、訴訟提起後も交渉は継続している。裁判というプロセスにはアダットは介在しないが、裁判官や事務員などとのやりとりによって情報を共有しながら進むものであって、判決だけでなく、取り下げや放置という手段も、紛争の収束に一定の意義を持っているのである。ここでもやはり、フクムとアダットを並置するような枠組みが有効ではないことを示した。

そして事例部分の中心となる第6章では、取下げにも保留にもならず、最高裁まで争われた土地紛争の事例について扱った。問題となっている土地はいずれも、19世紀後半にタバコ農園として開発されたもので、独立前後の混乱期を経て、インドネシア政府が1960年土地基本法によって国有化した。住民と政府、および政府が土地の利用を認めたプランテーション会社のあいだには継続的な緊張関係があり、住民は敷地内への集団移住やデモなどによって土地についての権利を主張してきた。しかし近年、プランテーション用地をめぐる紛争は法廷に場所を移しており、土地紛争の過程においては、土地に対する争点の移動が観察できた。

東スマトラの土地問題は、フクムによってたつ政府および国営農園会社と、民族集団ムラユのアダットを旗印にした先住民団体の対立という、インドネシア各地で起きている「アダット復興」の事例のようにもみえる。しかし、問題の経過を詳しく検討すると、争点は住民団体「待つ民の会」が軸にしてきた「アダットの土地」から、植民地期にプランテーション会社と、当時のデリ王国のスルタンは契約を結んだ土地としての「スルタン租借地」へと変化している。メダンにおけるアダットは第3章で述べたように、はっきりとした像を結ぶものではなく、表面的にはアダットをよりどころとする主張も内部に対立を内包しており、フクムの枠組みに依拠しているのである。

本論文が繰り返し取りあげたのは、インドネシアにおいて、フクムとアダットを並置する枠組みがさまざまな場面で登場すること、そしてそれぞれの場面において、フクムとアダットが異なるかたちで発現していることである。このような事例をとらえるには、国家法をある種の仮想敵として、あるいは国家法をかつこにいったかたちで行われる紛争処理過程研究には、限界があるのではないだろうか。国家法の一部を慣習法に対立するものとして描くことと、フィールドの現実には追いつけない法制度を批判するアプローチに共通しているのは、ある堅固さを備えた国家法と、共有されている慣習法を前提に議論を始めることだろう。しかし、国家法と慣習法という領域は、あらかじめ存在していて、そのあいだに境界線が引けるわけではない。また複数の境界線も、何が争点となっているかに応じて絶えず引きなおされる。こうした状況においては、国家法と慣習法が規範として同等であるのか否かという法多元主義の論点よりも、むしろ国家法と慣習法の手続きや、どちらかを援用することがもたらす効果における差異こそが、重要なものとして現れてくるのである。

この視点に立つと、いままでの法人類学が、法をめぐる問題において国家法と慣習法を領域としてとらえ、両者がひとつの境界線をはさんで争っているように議論してきたといえるのではないだろうか。本論文の法人類学の蓄積に対する貢献は、この「不断に引きなおされる境界線」という視点にたつことで、法が社会の中でどのように生み出され、運用され、また利用されているのか、についての研究を前進させたことにある。